



契約の解釈を勝手に変更できる？

今年五月十日までに三分の利子を付けて返すと云う借用証書をもつて、アベ変造君は心こころのひろお野寛男君から昨年百万円を借りた。

ところが、期日になつても返さない。寛男君が変造君に督促すると「都合が悪いから返さない」と云う。

寛男君は「借用証書は金の借り貸しの契約だ。君はその契約を守る義務がある」と迫る。が、変造君は「確かに期日まで返すという契約だった。その契約だが『都合がよければ返す』と解釈を変更する。都合が悪くても返すとは書いてないから」

安倍首相は

憲法第九十九条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員

は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とある。

安倍氏が首相になつた時、憲法を尊重する義務を負っていた。当然、その時の憲法解釈「集団的自衛権は行使できない」に従う義務を負っていた筈だ。

その義務を負っている首相が憲法の解釈を変えると言うのは、先の借金の話で金銭貸借契約の借り主が勝手に契約の解釈を変更するようなものではないか？
皆さんはどう思われますか？

職美展

上野の東京都美術館で5月12〜20日(19は休み)に職美展が開かれます。日曜ジジ通信の原画、かながわ点描の原画及び絵本「だつてネコだもん」を出品します。

小川村の春

長野県上水内郡小川村
二〇一四年四月



白馬村から長野市に向かうオリンピック道路を約二十キロ走ると盆地がある。そして「日本が一番美しい村 小川村」との看板。

村の中心部で振り返ると、盆地の田圃には水が張られトラクターによる代掻きが始まっていた。

菜の花の黄色い絨毯も見える。

周りの山々は芽吹き始めたばかり。そこに桜。少しずつ色合いが違う。桜にも色々な種類がある。幹が濃い焦げ茶でピンクの強いのは大山桜だそう。

山の向こうには雪を戴いた北アルプスが見える。

白馬村辺りより雪も少なく、それだけ春も早いのだろう。

全国で五四ある「日本が一番美しい村」の一つであるのも分かる気がする。